

子育て世代や三世代同居・近居を応援！

ひたちなか市子育て世代・三世代同居住宅取得助成金交付事業



住宅の取得で最大**20万円**、
増改築・リフォームで最大**15万円**を助成！

新たに住宅を取得する県外出身の子育て世帯や、市外から転入して三世代同居等をはじめの方に対して住宅の取得等に要する費用の一部を助成します。

三世代同居等：三世代家族が同居又は近居をすること

近居：同居以外で市内に居住すること

対象となる方

(※詳細は裏面をご覧ください)

- ◆県外出身の子育て世帯
- ◆市外から転入して三世代同居等をはじめの方



助成金の上限額

助成対象者の種別	助成金の上限額	
	住宅の取得	増改築・リフォーム
子育て世帯	20万円	—
三世代同居（近居）世帯	20万円（15万円）	15万円（10万円）
子育て世帯かつ三世代同居世帯	25万円	—

※増築・リフォームの場合、他の制度等による給付を受けている場合は、助成対象経費より控除。

(居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費、障害者等日常生活用具等給付事業、高齢者住宅改修補助金)

助成対象経費（三世代同居等に要する経費）

- (1) 住宅取得に要する工事請負契約金額又は売買契約金額
- (2) 増改築・リフォームに要する総額20万円以上の工事費用
(外装工事、内装工事、建具工事、設備工事、給排水工事) ※三世代同居・近居の場合のみ対象

申請期限

- ◆子育て世帯もしくは子育て世帯かつ三世代同居世帯
→住宅の取得が完了した日から6カ月以内
- ◆三世代同居世帯・近居世帯
→三世代同居・近居となった日から6カ月以内

【市HP】



お問合せ・申請先：ひたちなか市企画調整課（本庁舎3階）

☎ 029-273-0111（内線1314）✉ kikaku@city.hitachinaka.lg.jp

助成対象の要件

【子育て世代の場合】

◆子育て世帯（中学生以下の子がいる世帯）であり、そのその家族が居住する

◆夫婦ともに県外出身者である

◆1年以上継続してひたちなか市に居住する見込みである

◆夫婦のいずれかが助成対象経費を負担している

◆ひたちなか市立地適正化計画で設定する居住誘導区域内に立地している

【三世同居・近居の場合】

◆市外から転入して三世同居・近居になった日が令和3年4月1日以降である

◆同居・近居を1年以上継続する見込みである

◆申請者の三世家族が居住するものである

◆三世家族のいずれかが、助成対象経費を負担している

《子育て世代・三世同居・近居 共通要件》

- ◆申請日時時点で、市内の自治会に加入している（見込みでも可）
- ◆過去に構成員がこの助成金の交付を受けていない
- ◆引渡しを受けた日が令和3年4月1日以降である
- ◆世帯の構成員全員に市税の未納がない
- ◆建築基準法第6条の規定による確認を受けている
- ◆生活保護法の規定による保護を受けていない

【注釈】

- ・中学生以下の子：出産予定の胎児を含む
- ・県外出身者：茨城県外の出身で、本市に転入した時点で市内に祖父母が居住していない方
- ・三世家族：市内に祖父母、親及び子の関係にあるものが居住している家族

必要書類

◆全員提出するもの

- ・ひたちなか市子育て世代・三世同居住宅取得助成金交付申請書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・ひたちなか市子育て世代・三世同居住宅取得助成金交付調査書（様式第3号）
- ・市税等調査同意書（様式第4号）
- ・助成対象経費の領収書の写し及び領収金額の内訳がわかる書類の写し（全額分）
- ・親の戸籍全部事項証明

◆必要に応じて提出するもの

- ・祖父母の戸籍全部事項証明書【三世同居・近居の場合】
- ・親の本市への転入時点における祖父母の住民票の写し【子育て世帯の場合】
- ・工事請負契約書または売買契約書の写し及び引渡日が確認できる書類の写し【住宅の取得の場合】
- ・施工前及び施工後の状態が確認できる書類の写し【増改築・リフォームの場合】
- ・母子健康手帳の写しまたは出産予定であることを確認できる書類の写し【子が胎児の場合】

申請時の注意点

- ・別途、助成対象経費の確認ができる書類の提出をお願いする場合があります。
- ・申請の際は印鑑（認め印可）をお持ちください。（ただしインク内蔵式ゴム印を除く）
- ・様式第1～4号は、市役所企画調整課で入手できるほか、市ホームページからダウンロードできます。
- ・この助成制度を利用した場合、他の助成制度等の対象とならないことがありますので、ご注意ください。

※申請受理後に書類審査を行うため、申請受付時点で助成が決定しているわけではありません